

狩猟による事故防止に地域の皆様もご協力をお願いします

11月15日から翌年2月15日まで狩猟期間となります。
(ただし、イノシシ・ニホンジカのわな猟に限り翌年3月15日まで)

狩猟期間中は、狩猟者が山林や河川敷などの場所で「鉄砲」や「わな」などの猟具を使って狩猟鳥獣の捕獲を行います。

狩猟による事故防止については、狩猟者自身が細心の注意を払いますが、狩猟期間中に山林や河川敷等に立ちに入る皆様におかれましても、事故を未然に防止するため、以下の点に十分ご注意をお願いします。

【皆様に注意していただきたいこと】

- ①山林や河川敷等へ入る際は、狩猟者から見つけやすい蛍光色や明るい色など、出来る限り目立つ服装の着用をお願いします。
- ②狩猟で鉄砲が撃てる時間は「暦上の日の出（午前6時～7時頃）から日の入（午後4時半～6時頃）」となります。特に朝・夕方の視界が悪くなる時間帯は、十分注意してください。
- ③「網」及び「わな」の猟具には、狩猟者の住所・氏名等を記載した「標識」が装着されています。標識を見かけた場合は危険ですので、近づかずに猟具に触れないようにしてください。

